平成２５年（フ）第１１７０号
広島市東区戸坂くるめ木２丁目５番11―203号
破産者　山本　裕介
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２号
大分県津久見市宮本町11番13号　三葉荘２Ｆ―２
破産者　池永　智明
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７１号
大分市原新町18番24号　豊国スカイマンション大分1102
破産者　熊谷　　司
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５０号
大分市大字玉沢803番地の９　ラ・フォーレわさだ202
破産者　成安　理恵
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１号
宮崎県都城市高城町桜木1448番地３　高齢者住宅さくら荘、住民票上の住所宮崎県都城市安久町6458番地１
破産者　森山　節子
法定代理人成年後見人弁護士　大塚　幸治
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第１４０号
鹿児島県鹿児島市玉里団地１丁目53番９号
破産者　北道ヨシ子
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２７号
北海道滝川市花月町１丁目10番７号　ハイツ小谷102号室
破産者　佐藤　　章
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
青森市幸畑１丁目３番22号
破産者　中尾　雅樹
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
青森県三戸郡五戸町字新町22番地１
破産者　竹内　良雄
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第１０１号
盛岡市津志田町１丁目15番７号、旧住所盛岡市南仙北２丁目４番３号　フォレストエステイツⅢ101号
破産者　高橋　智昌
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５２号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根北荒巻14番地13　雇用促進住宅１号棟501号室
破産者　村上　正博
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第２３号
岩手県奥州市胆沢区小山字北長檀68番地27
破産者　佐藤　里志
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第２６号
秋田市高陽青柳町８番16号　ローズコートよしみＢ―102、前住所秋田市川元山下町５番３号　チサンマンション山王南703号
破産者　照山　純一
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２１７号
横浜市戸塚区平戸町5423番地　パレーシャル八木沢Ｂ―201号
破産者　石井　裕之
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８７７号
横浜市戸塚区戸塚町2513番地１　レオネクストＫＡＮＥＫＯⅢ201号
破産者　齊川　亨二
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０４２号
横浜市西区西戸部町３丁目289番地34　エスト西戸部203、住民票上の住所横浜市西区戸部町６丁目217番地　陽光ビル501号
破産者　合田　和則
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０５８号
神奈川県鎌倉市大町２丁目１番11号
破産者　福永　達雄
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１０号
石川県白山市茶屋１丁目170番地、開始決定時の住所石川県白山市茶屋１丁目193番地
破産者　油谷恵美子
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所